

専修学校（高等課程・専門課程）における
新型コロナウイルス対応ガイドライン

令和2年7月16日施行

一般社団法人 全国動物専門学校協会

1 ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日付新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、専修学校（高等課程・専門課程）において、自主的な新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組を進めるために作成したものです。会員校専修学校（以下「専門学校」という。）の教育現場において、創意工夫をしながら、このガイドラインを実践して下さい。また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮をして下さい。

2 リスク評価とリスクに応じた対応

専門学校においては、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染について、職員の理解を徹底して下さい。また、職員同士及び学生・生徒等（以下「学生」という。）との直接的または間接的接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討して下さい。

- (1) 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど、手が触れる環境表面と接触の頻度を特定します。高頻度接触部位（窓口カウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、マウス、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、実習機材・器具など）には特に注意して下さい。
- (2) 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離をどの程度空けることができるか、教室内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価します。

3 基本的留意点

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりです。

- (1) 人との接触の回避、対人距離の確保（2メートル最低1メートルを目安に）ソーシャルディスタンスの実施
- (2) 感染防止のための学生の適切な誘導（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状（咳、鼻汁、倦怠感など）及び体調不良を認める者の入校制限を含む。）
- (3) 入口及び各教室内の手指消毒設備の設置
- (4) マスクの着用（職員及び来校者に対する周知）
- (5) 各教室及び実習室内の換気（可能であれば2方向の窓を同時に開ける。）
- (6) 各教室及び実習室内の消毒

(7) 手洗い、咳エチケットの徹底

なお、(2)の「密」とは、感染を拡大させるリスクや、クラスター（患者集団）発生のリスクを高める3つの条件、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集する場所、③近距離での会話や発声が行われる密接場面のいわゆる「三つの密」をさします。

4 症状のある人の来校制限

新型コロナウイルス感染症は、発症していない人からの感染もあると考えられていますが、専門学校における感染対策として最も優先すべき対策は、症状のある人の来校を制限することであり、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は、来校しないようにホームページ、SNS、掲示（入口、駐車場や校内）、チラシ等で呼びかけて下さい。また、新型コロナウイルス感染症について陽性とされた者との濃厚接触がある人、過去14日以内に入管法に基づく入国制限対象地域に滞在歴のある人及びその者との濃厚接触がある人についても、同様に対応して下さい。なお、濃厚接触とは、1メートル以内かつ15分以上の接触などをいいます。

5 登校・来校時対応

- (1) 登校・来校者には、入口に設置した消毒液で手指を消毒してもらうこと、及び手洗いを励行してもらうことを周知するとともに、密にならないよう職員、学生、受講者等の適切な導線を設定して下さい。
- (2) 発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人を制限するために、受付において、非接触体温計による体温測定（検温）や体調の申告をしてもらうことなどを検討して下さい。
- (3) 校内ではマスクを着用してもらうよう、職員や来校者に対して周知して下さい。マスクをしていない、または忘れた人には、販売または提供することなども検討して下さい。

6 共有スペースでの対応

- (1) 校内の各所に消毒液を設置し、利用者がいつでも手指消毒を行えるような環境を提供して下さい。
- (2) 複数の人の手が触れる場所（ドアノブ、窓口カウンター、椅子の背もたれ、手すり、エレベーターのボタンなど）を始業前に消毒するほか、適宜消毒して下さい。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃を行って下さい。
- (3) 対人距離を確保するために、椅子の配置やベンチシートなどは、できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に間隔を空け、2メートル以内の間隔で対面して座ることがないように配置して下さい。
- (4) 受付など、人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽して下さい。

- (5) ロビーや待合室は、複数の窓を同時に開けて常時換気するように努めて下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。
- (6) ロビーや待合室において、学生同士が大声で会話を行わないよう呼びかけるとともに、学生同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態として下さい。
- (7) 更衣室を設けている専門学校は、利用人数の制限や、室内での会話の禁止を促すなどして下さい。

7 トイレ

トイレについては、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意して下さい。

- (1) 便器内は通常の清掃でよいが、不特定多数の人が接触する場所は、清拭消毒を行って下さい。
- (2) トイレの上蓋を閉めて汚物を流すよう表示して下さい。
- (3) ハンドドライヤーの利用は止め、共通のタオルは置かないで下さい。

8 食堂・休憩スペース

学生や来校者が利用する食堂・休憩スペースについては、感染リスクが比較的高いと考えられているため、次のことに留意して下さい。

- (1) 人の密集や飛沫感染を防止するために、一度に利用する人数を減らし、できるだけ2メートル（最低1メートル）を目安に間隔を空けて座席に座ることができるようにし、対面で食事や会話をしないようにして下さい。
- (2) 複数の窓を同時に開けて常時換気することに努めて下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。
- (3) 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図って下さい。
- (4) 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒して下さい。
- (5) 教職員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをして下さい。

9 教室時の対応

- (1) 対人距離を確保するために、学生の間隔を空けて座ることができるよう（できるだけ2メートル最低1メートルを目安に）、制限を行って下さい。
- (2) 飛沫感染を防止するために、教員及び学生はマスクの着用を励行して下さい。
- (3) 講義中は、教室の複数の窓を同時に開けて常時換気することに努めて下さい。天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。
- (4) 講義後、テーブル、椅子の背もたれなど必要な箇所を定期的に消毒して下さい。

10 実習時の対応

実習では、「三つの密」のうち、近距離での会話や発声の状態が生じますが、次のことに留意して、感染のリスクを下げるようにして下さい。

- (1) 飛沫感染を防止するために、教員及び学生はマスクの着用を励行して下さい。
必要であれば、フェイスガード・フェイスシールドの着用も考慮してください。
- (2) 実習中は、可能な限り、複数の窓を同時に開けて常時換気することとして下さい。
天候その他の気象条件を踏まえつつ、工夫しながら対応して下さい。
- (3) 手袋は、医療機関でなければ特に必要はないとされていますが、必要であれば清潔な使い捨て手袋を着用することなどにより、学生に安心感を与えることができます。
実習後はこまめに手を洗って下さい。
- (4) 実習後は、実習機器の他、ドアノブや水栓など、頻繁に実習生が触れた箇所を中心に消毒して下さい。
- (5) パソコンなどを使用している場合には、マウス、キーボードなど必要な箇所を適宜、消毒して下さい。
- (6) 対人距離を確保するために、学生の間隔を空けて座ることができるよう（できるだけ2メートル最低1メートルを目安に）、制限を行って下さい。

11 検定時の対応

検定試験の実施については、「感染状況に基づく都道府県の3区分感染観察地域」を基準とし、検定試験実施の判断をしていただくことといたします。感染観察地域においても「イベント参加者は100人以下、かつ定員の50%以下が開催の目安とされております」このことから、3密を回避できる教室又は実習室を準備いただき、総合的に可否の判断をお願いいたします。

検定試験の実施日については、各地域の感染状況で学校の状況が変わることが予想されるため、新型コロナウイルス感染症が終息する一定期間内は弾力的に実施できることといたします。各校の状況に合わせてご検討ください。

検定試験の実施の際は、5月4日付新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に基づき、引き続き感染拡大防止への対応と同時に、国が提示する「新たな生活様式」についても参照しながら対応をお願いいたします。

検定試験実施に関する留意事項

- (1) 筆記試験の場合は、教室時と同様の対応を行って下さい。解答記入用の鉛筆の貸出を行っている場合には、回収後にアルコールで拭いて消毒して下さい。(3)の点にご留意して実施して下さい。
- (2) トリマー・サロントリマー検定試験の実技試験は、実習時と同様の対応を行っていただきますが、(3)の点にご留意して実施して下さい。
- (3) 感染状況に基づく都道府県の3区分により、筆記試験・実技試験実施の判断を行う事とします。

「感染状況に基づく都道府県の3区分」

	緊急事態宣言対象地域	解除地域	
名称	特定警戒	感染拡大注意	感染観察
判断基準	累積数、経路不明感染者割合、増加数、直近1週間感染者数	新規感染者数が特定警戒の半分程度	感染者数が拡大注意に達しない
基本対応	接触の8割減	必要に応じ自粛を要請	新しい生活様式
外出	法に基づき外出自粛を要請	他県への移動は避ける	他区分への県への移動は避ける
仕事	出勤者数を7割減	在宅・時差出勤を推進	必要に応じて、在宅・時差出勤を進める
イベント	法に基づき自粛を要請	クラスター、3密は自粛要請その他は予防指針を踏まえた対応	参加者1000人以下、定員の50%以下が開催の目安
検定試験	専門学校休校のため検定試験は実施しない	3密を回避したうえで実施	3密を回避したうえで実施
検定委員派遣	同上	基本は自校での審査とする。 該当する検定員がない場合について、 1. 過去に在籍していた該当検定委員に依頼（契約は当該校） 2. 検定委員の派遣を感染拡大注意区分の同地域内から行う	基本的に自校での審査とする。 該当する検定員がない場合について、 1. 過去に在籍していた該当検定委員に依頼（契約は当該校） 2. 検定委員の派遣を感染観察地域から行う
		<p style="color: red;">サロントリマー検定3級試験審査については、受験校教員が下記の条件のいずれかに該当する場合、受験審査を認めることとする。</p> <p style="color: red;">① 全動専検定員資格限定A級と同等以上（JKCトリマーライセンスA級以上）</p> <p style="color: red;">② 他団体においてトリミングの審査に5年以上の経験を保有</p>	

*解除地域（感染拡大注意地区及び観察地域）の検定員派遣について、1.2. で対応できない場合については、事務局（検定員会）と当該校と相談の上、対応を協議する。

12 教職員の感染防止措置

- (1) 出勤前に検温するなど健康のチェックを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある教職員は、自宅で静養させて下さい。
- (2) お互いに体調を気遣い、体調の悪いときには我慢することなく申告できるような雰囲気醸成して下さい。
- (3) こまめな手洗いや手指の消毒を励行させて下さい。
- (4) ユニフォーム、実習着をこまめに洗濯するよう努めて下さい。
- (5) 教職員が、休養、睡眠などにより抵抗力を高めていくことができるように配慮して下さい。
- (6) 研修会を開催するなどにより、「新しい生活様式」の周知徹底を図るなど、教職員一人ひとりの意識を高めることが重要です。

13 地域の生活圏において

地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応地域での感染拡大の可能性が報告された場合には、所轄官庁と相談を行い、校務・業務を一時停止または代替対応策等を検討して下さい。

14 ガイドラインの改定

このガイドラインは必要に応じて適時改定を行うことといたします。

(付 則)

このガイドラインは、2020年6月25日から施行する。

このガイドラインは、2020年7月16日から施行する。